

○篠山市ホームページ広告掲載取扱要領

平成21年5月29日

訓令第6号

改正 平成22年11月30日訓令第8号

平成24年3月16日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、篠山市広告事業取扱要綱（平成21年篠山市要綱第23号。以下「要綱」という。）第3条第1号に規定する市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、要綱第4条のいずれにも該当しないものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 高さ 天地50ピクセル
- (2) 幅 左右150ピクセル
- (3) 容量 8KB以内
- (4) データ形式 GIF又はJPEG形式の静止画

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置、順序及び掲載数は、市長が別に定める。

- 2 市長は、システム障害その他適正なホームページを運営するに当たり必要があると判断した場合は、ホームページのレイアウト、デザイン、広告掲載位置及び表示方法について、広告の掲載期間中であっても広告依頼者の承諾なく変更することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。

この場合において、1月に満たないときは、1月とする。

- 2 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する日までに一括前納するものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、12月を限度とする。

- 2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が2日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、ホームページ又は市広報丹波篠山、その他の方法により行うものとする。

2 広告掲載の募集数は市長が別に定める。

3 広告掲載募集期間が終了してもなお空き枠がある場合、及び年度途中で空き枠が生じた場合は、先着順により広告主を募集することができる。ただし、広告掲載期間は、その残月とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、業務内容がわかるもの

(2) 市長が必要があると認める書類

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載・不掲載決定通知(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載が適当と認める申込みが、第7条に規定する枠数を超えるときは、次に定める各号の順に広告掲載を決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(2) 出資法人、公共的団体、NPO及び市民活動グループに係る広告

(3) 市内に事業所等を有する私企業及びそれに類するものに係る広告

(4) 前各号に規定する以外の広告

3 前項の場合において、同順位に複数のものがあるときは、申込みの受付順に広告掲載を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、掲載の決定後、市が指定する期日までに、市が発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、掲載の決定後、市が指定する期日までに、電子メール又は電子媒体により提出するものとする。

(広告内容の責任)

第12条 広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ホームページ広告申込内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、ホームページ広告掲載申込書、又はホームページ広告掲載申込書に添付した書類の内容に変更があった場合
(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告内容が要綱第4条のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 広告主が、前条に定める届出を怠ったとき。
 - (4) 広告主から、ホームページ広告申込み内容変更届により、広告掲載を取り下げる旨の届け出があったとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、市長が広告掲載を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、市長はホームページ広告掲載取消通知書（様式第4号）により、広告主に通知するものとする。
- 3 第1項第2号から第5号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、納付済の広告掲載料を返金しないものとする。

（損害賠償請求）

第15条 前条第1項第2号に該当する事由により市が損害を被った場合は、市長は広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載料の返金）

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を中止したときは、納付済の広告掲載料を返金するものとする。

- 2 前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額とする。
- 3 第1項の規定により返金する広告掲載料には、利子を付さない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(篠山市ホームページ広告掲載取扱基準の廃止)

2 篠山市ホームページ広告掲載取扱基準(平成18年篠山市訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成22年11月30日訓令第8号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

篠 山 市 長 様

団体名
住 所
代表者氏名 印
電話番号

ホームページ広告掲載申込書

篠山市ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、ホームページへのバナー広告の掲載を申込みます。

リンク先アドレス	http://
バナー広告の内容	
広告掲載期間	年 月から 年 月まで(か月)
事務所等の住所	※篠山市内に事務所・営業所・販売所等がある場合は、住所を記入してください。 (〒)
バナー広告の提出方法	<input type="checkbox"/> FD等 <input type="checkbox"/> 電子メール
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社概要等、業務内容がわかるもの <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 継続申込みのため免除
担当者(連絡先)	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E-mail：
そ の 他	申込みに当たっては、篠山市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

様式第2号(第9条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

篠山市長 印

ホームページ広告 掲載
不掲載 決定通知書

年 月 日付で申込みのあったホームページへのバナー広告の掲載につい

て審査した結果、篠山市ホームページ広告掲載取扱要領第9条の規定により 掲載 する
不掲載

ことを決定したので、通知します。

(広告掲載期間)

(掲載できない理由)

様式第3号(第13条関係)

年 月 日

篠山市長 様

団体名
住 所
代表者氏名 印

ホームページ広告申込内容変更届

ホームページ広告掲載申込書の記載内容等に変更がありましたので、篠山市ホームページ広告掲載取扱要領第13条の規定に基づき、届け出ます。

項 目	変更日	年 月 日
	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 広告掲載の取り下げ		
<input type="checkbox"/> バナー広告の差し替え		
<input type="checkbox"/> リンク先アドレスの変更		
<input type="checkbox"/> 広告掲載申込書の記載内容		
<input type="checkbox"/> 上記申込書の添付書類 (変更後の書類を添付すること。)		

様式第4号(第14条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

篠山市長 印

ホームページ広告掲載取消通知書

ホームページへのバナー広告の掲載について、下記理由により取り消したので、篠山市ホームページ広告掲載取扱要領第14条の規定により通知します。

(取消しの理由)